# §2 即時強制と行政調査

# 今週の一言

「先生、実は私のゼミの院生の TA がやたら『私の指導教授が…』と口にするのですが、大学院の『指導教授』とゼミの担当教授は違うのですか。先週の授業が行政指導だったので、『指導』という言葉が頻繁にでてきたし、『指導教授』という言葉が気になって。」「学生を指導するのは同じなのですが、大学院の指導教授は、大学院入学後、1年後に院生がこの先生に指導教授になってほしいと届をし、教授会がこれを承認するという形になっており、正式な肩書です。したがって、ある院生の指導教授になった場合、その院生の修士論文を指導する義務があり、マンツーマンの指導が通常行われることになります。」

「へ~、何かかっこいいなあ。実は、私、公務員をめざしているのですが、ゼミの先生の 勧めもあって、大学院への早期卒業者名簿に登録しています。ただ、公務員試験、大学院 に進学しなくても 4 年生で合格できる気もするし、進学のメリットいまいち感じていない のですが。」

「確かに、公務員試験の合格のことだけ考えれば、院に進学する必要はないかもしれませんね。ただ院で勉強することは、「深く学び、深く考える」ことだと思います。元最高裁判事の行政法学者の藤田宙靖は、「学問の神髄は『何故か』を問い続けるところにある」と言っていますが、学者を目指していなくとも、大学院では、この藤田先生の言葉の一端を感じることができると思います。短期的にみれば2年間(早期卒業なら1年)社会に出るのが遅れてマイナスに思うかもしれませんが、長期的にみれば大学院で学んだことがボディーブローのように効いてきて、君たちを大きく成長させ、人生の新たな可能性を生み出すものになりますよ。」

「でも院に入って勉強ばかりする生活も退屈ですよね。」

「だいじょうぶですよ。"ロマンチック行政法 in 法学研究科"編がありますから。」 「またですか。先生、ロマンチック行政法というなら事実に基づいて立証してくださ い。」

「わかりました。実例をあげると、私のゼミの卒業生のなかに院に入って公務員試験に合格し、かつ彼氏を get し、その彼と結婚して現在幸せな生活を過ごしている OG がいます。大学院は、私の研究室のある光塩館の 2 階、3 階に共同研究室があり、院生は自分の机が割り当てられ、届を出せば 24 時間使用可能です。こういう環境なので、自然と先輩や後輩を含め多くの人との出会いがあり、親しい人間関係が築け、なかにはロマンチック行政法に発展することもあります。大学院で知り合って結婚したカップルは相当数います。これを聞くとワクワクドキドキしませんか。」

「そうなんですか。私もロマンチック行政法したいですね。先生は大学院でも教えている と聞いていますが、大学院での授業でも先生はチャライですか。」

「それを確かめるために、是非大学院に来てください。同志社の大学院法学研究科は、学

生数は日本一ですし、その質も含めて全国有数の教育機関になっています。決して後悔させませんよ。だから Let's study at Doshisha Graduate School with me!」

### 先週の復習

先週の質問票をみていると、行政手続法 34 条と 35 条の 2 の規定がわかりにくいという質問が多かったです。34 条についていうと「当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合」という点がポイントで、たとえばラーメン屋をしたいという営業申請に対して、行政側が拒否処分をしえないのに、この申請のままだと拒否処分をすることになるので、申請者に対して申請の取り下げや内容の変更を求める行政指導は違法となるということです。

これに対し、ラーメン屋の事業者が違法な営業をしていて、違反が是正されなければ許可の取消ができる旨を示して、違反是正の行政指導を行うことは、34条の規定に抵触しませんが、但し、この場合は、許可の取消ができる法令上の根拠等を示さなければならないことが35条2項の規定によって要請されることになります。この法令上の根拠が相手に示されることになりますから、相手方の事業者は、この行政指導は違法であるあるかどうかをチェツクすることができ、許可の取り消しはできないはずなのに、できるといって行政指導を行ったから行政手続法34条に基づき違法な行政指導であると訴訟で主張することができます。

### 授業のレジメ §2 即時強制と行政調査

### 一 即時強制

・即時強制=事前に義務を課すことなく強制的に(実力で)行政目的を実現する行為

#### ①身体に対する強制

例;警察官職務執行法に基づく警察官による保護(警職3条),避難等の措置(同4条) および犯罪の制止(同5条),出入国管理法に基づく外国人の収容(出入国39条),感 染症予防法に基づく強制健康診断(17条)等

# ·最判1955(昭57)·9·7

### 【事実の概要】

警察官A・Bは、深夜0時過ぎ、覚醒剤事犯や売春事犯の多発するホテル密集地点で、路上に停車した車の中の被告人 X と遊び人風の男 3、4 人とが窓越しに話し合っているのを認め、近付くと発進したので不審に思い、X の車に停車を求めて職務質問を開始した。窓越しに X の車内を見ると、やくざの組の名前と紋の入ったふくさ様のものがあり、中に賭博道具の札が入っているのが見えた。また、X の落ち着きのない態度や青白い顔色など

から覚醒剤中毒者の疑いもあったので、降車を求めると X は素直に従った。そこで A 巡査が X に所持品の提示を求めたところ、X はこれを拒み、応援の警察たちが来てからしぶしぶ右側のポケットから「目薬とちり紙」を取り出し A 巡査に手渡した。 A 巡査は続いて上衣とズボンのポケットを外から触り、上衣左側内ポケットに「刃物ではないが何か堅い物」が入っている感じがあったのでその提示を求めた。しかし X はぶつぶつ言って不平らしい態度を示した。やむなく A 巡査は、ポケット内に手を入れ取り出して見ると、注射器 1 本と共に「ビニール袋入りの覚せい剤ようの粉末」が入ったちり紙の包みが出て来た。それを検査したところ覚醒剤たることが判明したので、X を覚醒剤不法所持の現行犯人として逮捕し、覚醒剤を差し押さえた。第1審(大阪地判昭和50年・10・3 刑集32巻6号1760 頁参照)は、本件覚醒剤は職務質問中に本人の承諾を得ずに上衣ポケットを捜索して差し押さえたものであって、違法取集証拠であるから証拠能力はないとこれを排除し、X の自白を補強する他の証拠も不十分として X を無罪とした。控訴審(大阪高判昭和51・4・27 判事823号106頁)も1審の判断を支持した。

#### 【判旨】破棄差戻し

「警職法2条1項に基づく職務質問に付随して行う所持品検査は、任意手段として許容されるものであるから、所持人の承諾を得てその限界でこれを行うのが原則であるが、職務質問ないし所持品検査の目的、性格及びその作用等にかんがみると、<u>所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、たとえ所持人の承諾がなくても、所持品検査の必要性、緊急性、これによって侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衝などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される場合があると解するべきである」。</u>

「これを本件についてみると、原判決の認定した事実によれば、A巡査がXに対し、Xの上衣左側のポケットの所持品の提示を要求した段階においては、Xに覚せい剤の使用ないし所持の容疑がかなり濃厚に認められ、また、同巡査らの職務質問に妨害が入りかねない状況もあったから、右所持品を検査する必要ないし緊急性はこれを肯認しうるところであるが、Xの承諾がないのに、その上衣左側内ポケットに手を差し入れて所持品を取り出したうえ検査した同巡査の行為は、一般にプライバシイ侵害の程度の高い行為であり、かつ、その態様において捜索に類するものであるから、上記のような本件の具体的な状況のもとにおいては、相当な行為とは認めがたいところであって、職務質問に付随する所持品検査の許容限度を逸脱したものと解するのが相当である。」

# ②財産に対する強制

消防対象物等の使用・処分・制限(消防 29 条 1~3 項),銃砲刀剣類の一時保管(銃砲

24条の2), 食品等の検査・収去(食品17条)等

・道路交通法上の駐車違反車両の移動・保管(51条)→即時強制か強制執行か?

# 2 即時強制と法治主義

・即時強制は権力的行為であるから, 作用法の根拠は当然に必要

# ·一斉検問事件判例 22

### \*[自動車検問の法的根拠]

警職法2条1項→無差別停止の根拠とはならないとの批判 警察法2条1項→「交通の取締」組織法で根拠となるのかとの批判

## 3 即時強制に対する強制

○取消訴訟、差止訴訟

継続的に行われる強制行為の場合(人の収容,物の留置)は「処分」であり、 取消訴訟、差止め訴訟の対象となる

#### ○国家賠償

違法な即時強制が行われた場合, 国家賠償請求が可能

# ○損失補償

破壊消防

### 消防法

第29条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- 2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- 3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限す

ることができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の 要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

- 4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。
- 5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

#### 二 行政調査

# 1、行政調査の法的位置

行政調査とは、行政目的達成のために必要な情報を収集する行為

\* (参考) 「行政機関がある決定をする場合には、何らかの情報が必要であり、その情報はまたなんらかの方法により収集されねばならない。つまり調査が必要である。理由のない行政決定がないのと同様、調査の先行しない行政決定はない。」(塩野 I 283 頁)

### ・位置付け

従来は、義務を命じていないということで、行政調査は即時強制とされていた。 しかし、実力行使を認めていないものもある。したがって、最近は、「即時強制」とは、 別立てとして取扱われるようになった。

#### 2 行政調査の分類

強制調査―――→相手方に義務を課し又は相手方の抵抗を排除して行う。例はあまりない。

間接的強制調査—→罰則で担保。抵抗を排除するために実力行使は許されない。 任意調査——→相手方の任意の協力を得て行う。

### 法律の根拠

強制調査、間接強制調査は、「法律の根拠」が必要である。 任意調査は、現行法上、「法律の根拠」を必要としない。

## 3 行政調査の手続的統制

# ·川崎民商事件判例 23

所得税法上の質問検査権は、令状取得を要件としなくても憲法 35 条に違反しない。 所得税法上の質問検査権に憲法 38 条の適用は及ばない。

## ○所得税法 234 条

#### 1項

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第2項及び第242条第10号(罰則)において同じ。)その他の物件を検査することができる。

#### <中略>

## 2項

前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはな らない。

- ○所得税法 238 条 2 項 (逋脱(ほだつ)罪)
- 偽りその他不正の行為により、第 120 条第 1 項第 3 号 (確定所得申告に係る所得税額) (筆
- 166条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する所得税の額 (第
- 95条(外国税額控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額)若しくは第百172条第1項第1号若しくは第2項第1号(給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告)に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第142条第2項(純損失の繰戻しによる還付)(第166条に
- おいて準用する場合を含む。)の規定による所得税の還付を受けた者は、10年以下の懲役 若

しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### ○国税通則法 68 条(重加算税)

第65条第1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第5項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

## ○国税犯則取締法2条

- 1 収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地 方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、捜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得
- 2 前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ収税官吏ハ臨検スヘキ場所、捜索スヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ 許可ヲ得テ前項ノ処分ヲ為スコトヲ得
- 3 収税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為ス ヘシ
- 4 前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨検スヘキ場所、捜索スヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ 記載シ自己ノ記名捺印シタル許可状ヲ収税官吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ 氏名及犯則事実明カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ
- 5 収税官吏ハ前項ノ許可状ヲ他ノ収税官吏ニ交付シテ臨検、捜索又ハ差押ヲ為サシムル コトヲ得
- ◎国税犯則事件における犯則調査→令状主義
- · 今治稅務職員稅務調查資料流用事件(最判平16.1.20)百選 I -105

税務調査権限は、犯則事件の調査・捜査の手段として行使することが許されないとしつつ、 税務調査によって取得収集された証拠資料が犯則事件で利用されることが、その調査の時 点で想定されただけでは、手段として行使されたとはいえない。

【事実】 X1 は、砂利の採取・販売等を目的とする会社 X2・X3 の代表取締役または実質的経営者である。X1 らは、売上の一部を除外し、架空経費を計上するなどの方法によって所得を秘匿し、法人税をほ脱したとして起訴された。X1 らは、有罪認定に供された証拠が税務調査権限を犯則調査のために行使した結果得られた違法収集証拠であり証拠能力を欠く旨主張した。第1審はこの主張を斥けてX1らを有罪とした。第2審は、税務調査権限が犯則調査の手段として行使された可能性を否定できないが、その違法性は重大ではないため、有罪認定に供された証拠の証拠能力は肯定できるとして、やはりX1らを有罪とした。そこでX1らが上告した。

高松国税局査察部が内偵

J

原告がそれに気づき税理士に相談し、今治税務署に修正申告をした。

 $\downarrow$ 

税務調査、巨額の脱税発覚

J

査察部に連絡、税務調査によって得られた資料の一部 Fax で査察部に送付

 $\downarrow$ 

査察部は令状を得て強制調査

(税務調査で預かっていた総勘定元帳等資料は原告に一旦戻して、それを査察部が押収)

[判旨] 上告棄却。「法人税法(平成 13 年法律第 129 号による改正前のもの)156 条によると、同法 153 条ないし 155 条に規定する質問又は検査の権限は、犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないと解するのが相当である。しかしながら、上記質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないというべきである。」

「本件では、上記質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に 犯則事件の証拠として利用されることが想定できたにとどまり、上記質問又は検査の権限 が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたものとみるべき根拠はない から、その権限の行使に違法はなかったというべきである。……原判決は、上記質問又は 検査の権限の行使及びそれから派生する手続により取得収集された証拠資料の証拠能力を 肯定しているから、原判断は、結論において是認することができる。」

#### · 最判昭 63.3.31 判時 1276 号 39 頁

国税犯則取締法に基づく犯則調査によって得た資料を課税処分に用いることは許される。

#### · 荒川民商事件(最決昭和 48 年 7 月 10 日)百選 I - 104

[事実] 荒川税務署は、同区内でプレス加工業を営む X の 1965 年分所得税につき過小申告の疑いをもち、66 年 8 月から 9 月にかけて 4 回にわたって税務調査のため職員を X 方に派遣した。しかし、X およびその長男 A は、税務職員に対して、「何度話しても同じだ。もう帰ってくれ」、「生活の保障のない限り答えられない」、「調査はさせない」などと怒鳴りながら、職員の腰部を押すなどして調査を拒んだため、X は不答弁・検査拒否罪で起訴された。第 1 審は無罪、第 2 審は有罪。そこで X が上告した。

[判旨] 上告棄却。「所得稅法 234 条 1 項の規定は、国稅庁、国稅局または稅務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、前記職権調査の一方法として、同条 1 項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めた趣旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当程度な限度にとどまるかぎり、権限ある稅務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべく、また、暦年終了前または確定申告期間経過前といえども質問検査が法律上許されないものではなく、実施の日時場所の事前通知、調査の理由および必要性の個別的、具体的な告知のごときも、質問検査を行ううえの法律上一律の要件とされているものではない。」

#### ◆国税通則法の改正

## ○当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税 関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、 所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調 査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の 物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号 (定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他 の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第七十四条の六ま で(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

#### ○納税義務者に対する調査の事前通知等

#### 第74条の9

税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)において第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始 する日時
- 二調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 調査の対象となる税目
- 五 調査の対象となる期間
- 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

# ○事前通知を要しない場合

#### 第74条の10

前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げ る

納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他 国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税 標

準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

### ○ (調査の終了の際の手続)

#### 第74条の11

税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等(第三十六条第一項 (納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下こ の条において同じ。)をすべきと認められない場合には、納税義務者(第七十四条の九第 三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下こ の条において同じ。)であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、 その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

- 2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当 該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由 を含む。)を説明するものとする。
- 3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及 び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説 明又は交付(以下この項及び次項において「通知等」という。)に代えて、当該連結親法 人への通知等を行うことができる。
- 5 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、 当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。
- 6 第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若 しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正 決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認め るときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定に基 づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に よる所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行 うことができる。

## 4 行政調査に対する救済

### ○違法調査と行政行為の瑕疵

違法な行政調査に基づく行政行為を違法として争いうるか。最高裁の判決はまだない。下級審は、分かれている。重大な違法性を有する場合は、行政行為の取消事由となるとする裁判例(東京地判昭和48・8・8 行集24巻8=9号763頁)もある。

# ○取消訴訟、差止訴訟

### ○国家賠償請求訴訟

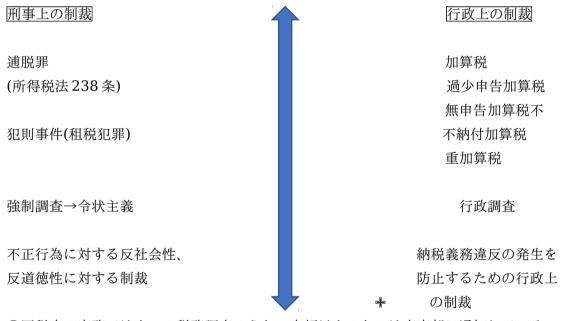
· 最判昭 63·12·20 訟月 35 巻 6 号 979 頁

店舗の内扉の止め金をはずして店舗内に立ち入った行為が違法であるとして、損害賠償が 認められた例

・大阪高判平10・3・19 判タ1014 号183 頁

店主不在の間に、承諾なしに二階住居部分に立ち入り、タンス内部やベッドの引出しなど を検査するなど、店主の家族等に対して行った質問検査権の行使が違法とされ、損害賠償 が認められた事例

# 脱税についての補足資料



◎国税庁の実務では大口の税務調査のうち一定額以上のものは査察部に通知している。